

# 令和4年度 第7回 谷浜・桑取区地域協議会

## 次 第

日時：令和4年12月19日（月）午後6時30分～

会場：谷浜・桑取地区公民館 2階 大会議室

### 1 開 会

### 2 会長あいさつ

### 3 議 題

#### 【報告事項】

- ・くわどり湯ったり村の今冬の営業について

#### 【協議事項】

- ・「地域活性化の方向性」の検討について

### 4 その他

次回地域協議会            月            日（            ）午後6時30分から

### 5 閉 会

## リフレ上越山里振興株式会社における 雇用関係助成金の不正受給が判明しました

当市の第三セクターであるリフレ上越山里振興株式会社において、雇用調整助成金と緊急雇用安定助成金の不正受給があったことが新潟労働局の調査で確認され、支給決定の取消し等の処分を受けるとともに、不正受給額 39,158,509 円の返還通知を受けました。

同社では、市同席の上、本日午後4時から記者会見を開催し、その概要について説明します。

また、同社では、現在、弁護士に依頼し、詳細な調査を行っており、その結果がまとまり次第、改めて記者会見を行い説明する予定としています。

なお、不正受給額の返還のほか、年3%の延滞金(法定利息)と当該返還金額の2割相当額が請求されます。

1 日 時 ー

2 場 所 ー

3 内 容 同社及び不正受給の概要については、同社が作成した資料のとおりです。  
なお、本日午後4時から開催するリフレ上越山里振興株式会社の記者会見には、本市職員も同席します。

### 【公表までの経過】

10月21日(金) 市の不正受給の覚知

※ この時点で新潟労働局の調査が完了しておらず、市や会社が先に公表すると、同局の調査結果と乖離が生じるおそれがあるため、同局から、市や会社の公表日を、同局の公表日に合わせるよう依頼があった。

12月5日(月) 新潟労働局による正式な支給決定取消・不支給決定

12月16日(金) 新潟労働局による公表

本件についての問い合わせ先

産業観光交流部 施設経営管理室 竹下室長 (電話 025-526-5111 内線 2251)

令和4年12月16日

報道関係者 各位

リフレ上越山里振興株式会社  
代表取締役 平井 民夫

弊社における雇用関係助成金の不正受給について

今回、弊社は、新潟労働局による調査の結果、雇用調整助成金と緊急雇用安定助成金の不正受給があったことが確認され、令和4年12月5日付で支給決定の取消等の処分を受けるとともに、不正受給額39,158,509円の返還のほか、年3%の延滞金（法定利息）と当該返還金額の2割相当額が請求されました。

本件に関しまして、現在判明している内容は別紙のとおりであります。本日、下記のとおり、記者会見を開催し、同内容を説明させていただきます。

また、現在、弁護士に依頼し、詳細な調査を行っており、その結果がまとまり次第、改めまして記者会見を行い、その結果を説明することといたします。

なお、本件に関するお問い合わせにつきましては、下記弁護士法人までお願いします。

この度は、関係各位に多大なご迷惑、ご心配をおかけしますことに深くお詫び致します。誠に申し訳ございませんでした。

記

記者会見	日 時	令和4年12月16日（金） 午後4時から
	場 所	上越市役所 木田第一庁舎4階 記者クラブ室
	説明者	代表取締役 平井民夫、井之上弁護士
	同 席	上越市産業観光交流部

以上

【本件に関するお問合せ先】

弁護士法人つばき  
弁護士 井之上 彩  
電話：0255-75-5222  
（受付時間：平日10時～16時）  
FAX：0255-75-5223

## 【別紙 1】

### ○ 弊社の概要

法人名	リフレ上越山里振興株式会社
所在地	新潟県上越市大字皆口 601 番地
設立日	平成 10 年 12 月 18 日
代表者	代表取締役 平井 民夫
資本金	6,000 千円（上越市の出資割合：87.8%）
主な事業	くわどり湯ったり村、ヨーデル金谷、ゆったりの家の管理運営 （上越市から上記 3 施設の指定管理を受託）

### ○ 不正受給の概要

助成金名	① 雇用調整助成金 ② 緊急雇用安定助成金
不正受給額	① 32,835,083 円 （令和 2 年 4 月 14 日～令和 4 年 7 月 10 日の申請・受給分） ② 6,323,426 円 （令和 2 年 5 月 11 日～令和 4 年 7 月 10 日の申請・受給分） ※ なお、上記金額は、最初の不正発生日以降、受給資格を取り消されることに伴い、受給した助成金全額を不正受給額とされたものです。
請求額	上記不正受給額の返還のほか、年 3%の延滞金（法定利息）と当該返還金額の 2 割相当額が請求されます。
支給決定取消日 不支給決定日	令和 4 年 12 月 5 日
内容	休業していない日であるにもかかわらず、休業したと虚偽の申請を行い、当該助成金を不正に受給したもの。
弊社の対応	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 現在、弁護士による不正受給の詳細調査を実施しております。</li><li>・ その結果がまとまり次第、弁護士同席のもと、改めて、記者会見を行い、その結果を説明いたします。</li><li>・ 新潟労働局からの請求額について、早期に全額納付できるよう努め、真摯に対応していきます。</li><li>・ 株主や取引先、地域などの関係者の皆さまには、第一報として概要をご報告いたします。</li></ul>

【別紙 2】

○ 経過の概要

時期			内容
令和 2 年	4 月	14 日	4 月 14 日分から雇用調整助成金と緊急雇用安定助成金を活用する。
令和 4 年	8 月	25 日	新潟労働局による 1 回目の調査
	9 月	16 日	新潟労働局による 2 回目の調査
		下旬	会社の担当者が平井社長に調査の事実を報告
	10 月	20 日	平井社長が新潟労働局を訪れ、雇用調整助成金の不正受給を認める。
		21 日	平井社長が市を訪れ、事実関係を報告
		27 日	取締役会を開催し、事実関係を報告
	11 月	1 日	新潟労働局による 3 回目の調査
		10 日	井之上弁護士に調査を依頼
		14 日	平井社長が新潟労働局を訪れ、緊急雇用安定助成金の不正受給を認める。 新潟労働局から、支給決定取消等の処分決定を行った後に公表するとの説明がある。
	12 月	6 日	新潟労働局から公表を 12 月 16 日に行うとの連絡を受ける。
		8 日	新潟労働局から 12 月 5 日付で支給決定取消等の通知を受け取る。 ・雇用調整助成金支給決定取消通知書 ・雇用調整助成金返還通知書 ・雇用調整助成金不支給措置期間通知書 ・緊急雇用安定助成金支給決定取消通知書 ・緊急雇用安定助成金返還通知書 ・緊急雇用安定助成金不支給措置期間通知書
			市に支給決定取消等の通知を受け取ったことを報告する。
		16 日	事実関係を公表する。

※ 新潟労働局の調査が完了し公表するまでに市や会社が公表すると、同局の公表内容と乖離が生じるおそれがあることから、同局から、市や会社の公表日を同局の公表日に合わせるよう依頼があった。

## 【修正版】谷浜・桑取区地域活性化の方向性の構成要素（案）

## ①伝統行事、史跡、文化の継承

- 小正月行事の開催
- 城ヶ峰砦跡の整備
- 桑取地域の里神楽の伝承
- 地域の歴史・文化への理解を深める

## ②海、山、川の恵みの活用

- 自然を活用したイベントの開催、場所の整備
  - ・イベント：トライアスロン大会、スノーシュー体験、俳句コンテスト
  - ・場所の整備：サイクリングコース、キャンプ場、初心者向けスキーコース
- 子どもたちの体験活動の継続
  - ・鮭の野外学習、魚の森づくり活動
- 特産品の開発、活用
  - ・山菜、鮎の加工品、鮭の薫製、義の塩

## ③地域の魅力発信

- SNSの活用
- たにはま・くわどりの里ガイドマップの活用
  - ・海水浴場、久比岐自転車道、たにはま公園への来訪者への配布、サブマップの作成
- 地域外に知られていない地域の宝の発信
  - ・釣りの名所、カタクリ、蛍、紅葉、雪景色など四季折々の自然、朝日、夕日の景観、阿比多神社（祭神が菅原道真公）

## ④谷浜・桑取区すべてを楽しめる取組の推進

- 加賀街道を散策するコースの推奨
  - ・鍋ヶ浦～吉浦～茶屋ヶ原～乳母嶽神社を散策するコースの推奨
- 御朱印巡りできる体制を整備
  - ・各神社で御朱印を作成
- たにはま公園内でのPR
  - ・地域のイベント案内、観光看板の設置
- たにはま公園から城ヶ峰砦跡への登山道の開放
- くわどり湯ったり村を利用するプランの企画・実施

## ⑤来訪者を受け入れるための地域づくり

- 四季折々の植物が楽しめる花壇整備
- 桑谷観光協会の設立
- 来訪者アンケートの実施
- 回遊性を生む道路の整備
  - ・中ノ俣へ抜ける道の整備

## ⑥地域のつながりを深める活動の推進

- サロン活動の継続
- 趣味活動での交流
  - ・輪投げ、ゲートボール、グラウンドゴルフなど
- 住民同士が交流する行事の実施
- 町内会行事の継続
  - ・単独町内会で難しい行事を複数町内会で連携して実施
- 同窓会組織への働きかけ

## 第6回地域協議会で出された意見

### 【構成要素（案）及び内容について】

- 資料に6つの構成要素（案）があるが、1から3まで「自然・歴史・文化」云々とあるが、どの活動を行うにも、この3つが揃わないと前に進めないのではないかと思うので、これを3つ並べる必要があるのかと思う。
- 内容について、緊急性、実現性を考慮し、優先順位を付けたほうが進め方としてよいのではないか。このままでは、あまりに項目が多すぎて、話がまとまらないのではないか。
- このままではあまりに幅広いので、もう少しグループをまとめて整理したり、削ってもよいので要点を絞ったほうがよい。
- もっと広げて、この他に意見はあるかを地域に聞いたほうがよいと思う。そうすれば、地域全体の意見になるので、そこから絞り込んでいけばよいのではないか。

### 【今後の進め方について（地域住民、地域団体の意見を集約する方法）】

- 地域協議会でいろいろな意見が出ているが、地域の人たちがどのように考えているか全くわからないので、北諏訪区のように地域協議会だよりで住民の皆さんに意見を聞き、本当のニーズに合ったものを考えていったほうがよいのではないか。
- 北諏訪区のたよりと資料を合わせたもので、住民の意見を聞けばよいのではないか。例として、地域協議会で出された意見を示し、意見を求めてはどうか。
- アンケートは、手間もかかるうえ、吸い上げが難しいと思うので、資料を配布し、各町内の町内会長に依頼し、町内の意見をまとめてもらい、それを持ち寄るとい形にしてはどうか。
- 住民の皆さんにアンケートを取るの難しいと思うので、地域にある各団体の会長に集まっていた中で、地域協議会でこういうことを検討しており、今後、どういうふうにしたらよいかということも含めて揉んでみてはどうか。
- 地域に関わる活動や、情報発信など様々なノウハウを持っているかみえちご山里ファン倶楽部とコンタクトをとりながら、話を進める方法も必要かと思う。

※上記の「資料」及び「北諏訪区のたより」については以下を指しています。

資料：「資料No.3 谷浜・桑取区「地域活性化の方向性」の検討について」（前回配布）  
北諏訪区のたより：「北諏訪区地域協議会だより（第45号）」（前回配布）